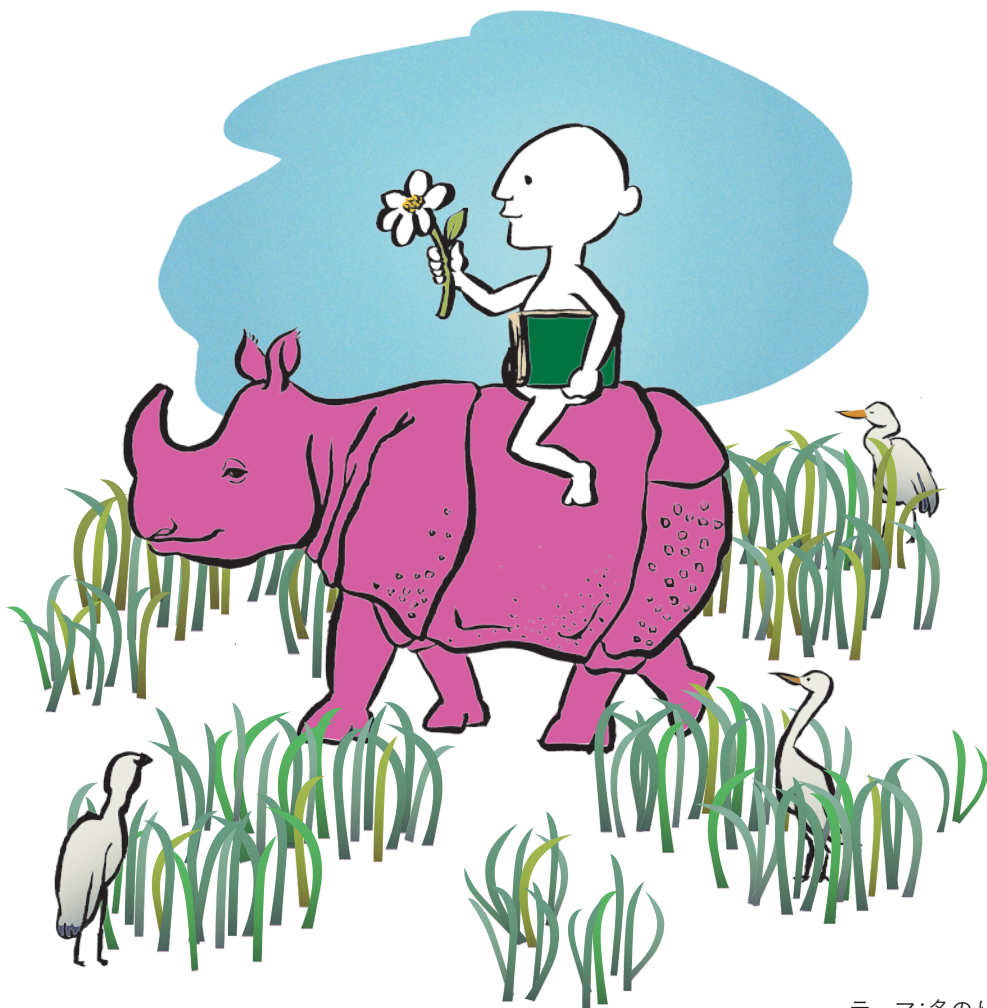


「寄稿」 **選択的夫婦別姓の実現へ** 塚本協子 — 2  
～最高裁大法廷の判決を聴いて～



テーマ：名のり

コラム 「塚本協子さんとお会いして」「名のり 夫婦別姓とは」 6

Books&DVD 観てみて、読んでみて 7

特集 ジェンダーについて考えよう 8

報告1 大阪教区の取り組み 10

報告2 男女両性で形づくる教団をめざす協議会 12

報告3 第5回 女性住職の集い 13

かがやき 男女共生への願い 和賀佑子 14

ゆらぎ らしさ 渡邊憲明 15

# 選択的夫婦別姓の 実現へ

最高裁大法廷の判決を聴いて

## 最近の出来事から

2016年2月16日に、国連の女性差別撤廃条約を決めた女性差別撤廃委員会がジュネーブで開催されました。日本の女性差別について現状を国連に伝えるため結成されたNGO団が参加し、15日の開会式後、NGO団長の谷美紀子弁護士が夫婦別姓の最高裁判決についても報告されました。私は、裁判で命をそそぎ、心身共に疲弊したので、私の思いを次の時代に繋いでくれることを祈って、手紙を託しました。以下、手紙の内容です(別姓請願書)。

## 別姓請願書

日本には戸籍という家を単位として、家の構成員を役所に届け出る制度があります。そして、結婚するとき夫婦の姓は、強制的に同じものにされます。

96%の女性が夫の姓を名乗ります。社会の見えない力を感じます。

自分の姓を失い、アイデンティティも失うと感じる女性があります。

私は、同姓でも、別姓でも、選べることを求め、裁判で敗れました。

私は、生まれたときの姓を名乗れないことで、54年苦しみました。

それは、これからも続きます。どうか助けてください。

そして、できうることなら、これから結婚する若者に同じ苦しみを、与えたくはないのです。

優しさを広める活動に、どうかご協力をお願いします。



夫婦別姓訴訟原告団長

つかもと きょうこ  
塚本協子

80歳。夫婦別姓訴訟原告団長。元高校教諭。13年間の事実婚のあと、第3子出生の際、勤務先の都合でやむなく法律婚をし、戸籍上は夫の姓となる。以降、通称の「塚本」で過ごす。本稿でも54年間の苦しみが述べられている。

## ◆夫婦別姓訴訟

2011年2月14日、富山県の塚本協子さんと東京都、京都府に住む5人が原告となり、夫婦同姓を定めた民法750条が憲法13条（個人の尊厳）、14条（法の下での平等）、24条（男女の本質的平等）や女性差別撤廃条約などに違反するとして、国の立法不作為の慰謝料を求めた初の国家賠償請求訴訟。最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、2015年12月16日、多数意見において、夫婦同姓規定は憲法に違反しないという初めての判断を示した。ただし、15人の裁判官のうち、3人の女性裁判官全員を含めた5人の裁判官は「違憲」とした。経緯や活動報告などは、「別姓訴訟を支える会」、「mネット・民法改正情報ネットワーク」のウェブサイトに詳しい。

◆国連の女子（女性）差別撤廃委員会が公表した女子（女性）差別撤廃条約の実施状況に関する「最終見解」には、民法で定められた夫婦同姓や再婚禁止期間などの見直しが盛り込まれた。……最終見解は、夫婦同姓について「実際には女性に夫の姓を強制している」とし、民法改正を求めた。（『朝日新聞』2016年3月10日付より抜粋）

### 母の居場所は「嫁ぎ先の家」 しかありませんでした

私の生まれた1935年、母は、3つの不幸に見舞われました。大事な身内を3人亡くしたのです。

母の夫（私の父）は、私が生まれて2カ月で心臓麻痺を起し逝きました。そして母の父（私の祖父）も逝き、母の姉（私の伯母）も男子と女子の2人を残して逝きました。

その後、母に姉の夫との再婚話がありました。母方の親戚は、みんな賛成しました。しかし、私の父方の祖父は、私の亡父が長男であったことから、母の再婚に反対でした。

私の母は、一旦、「家」の「嫁」として、嫁いだ身です。明治民法では、長男（父）の父の子である私が、「家を継ぐ」存在でした。祖父は私の母に、「家」に残ることを望みました。それは母も同じ考えでした。当時は大家族であり、10人もの家族の、ある意味隷として、「家」に尽くしました。尽くすのが当たり前で、感謝されることはほとんどありません。

母が生まれた里は6kmぐらい離れたところにあり、お盆と旧正月には里帰

りしていました。母は着いたとたんに安心して3、4日眠り続けます。半年の疲れが、その時だけ、やっと癒されるのです。

そして、また「嫁ぎ先の家」に帰る日が来ると、母は泣きじゃくって嫌がります。しかし、母にとってはそこで生きるしかない、そこが母の居場所なのです。社会を疑うことなく、また、死にものぐるいで、「家」に尽くすために、父方の「家」に帰ることを選ぶしかなかったのです。

### 家父長制のもとで「女」や 「嫁」は苦しんできました

私が生まれて2カ月で父が亡くなり、母と私は、大家族の中の「長男の嫁」と「跡取り」として過ごしました。「家族のために生きる」のが当然であるかのように周りから同調圧力がかかり、私は言葉にならない違和感がありました。だけど抜くことができない棘のように刺さったままでした。

私にはある原風景があります。仕入れのため夜遅く帰った母は、ガラんとした8畳間に一人で座り、一人前の朱漆塗り高御膳で夕飯を食べています。大きな鉄鍋の底に、実のない汁が少し

しか残っていませんでした。それを見て幼い私が、母の温もりに浸っています。それが、私の「嫁」の原風景です。女って惨めだと感じました。

私は成長するにしたがい、「嫁」にならない新しい自分の生き方を模索するようにしました。途遠し……。

### 母とは異なる生き方を 模索していました

1945年8月1日の深夜、富山大空襲で全市内は焼け野原になって、地獄のようになりました。8月15日、戦争が終わって、疫病の腸チフスで姉と叔父・叔母が逝き、私は跡取りの一人娘になりました。

新しい憲法ができ、新しい民法もできると聞いて、希望を持ちました。女にも権利が与えられると思いましたが、でも、ごたごたの中で戸籍制度は残り、夫婦は同姓を強制され、「家」制度は戦前と変わらず多くの人の意識に残っていました。

私が高校3年生の末、母から「あなたには許婚がいるから、卒業式が終わったら結婚しなさい」と言われました。どうしても嫌で、3日間、炬燵に入ってサボタージュしました。私も母



のように家父長の犠牲者のように生きていくことになる。時間を稼ぎたかった私は、「大学へ行きたい」と母に伝えました。周りは反対しました。当時、女性が大学へ行くことは珍しいことだったのです。でも母は許可してくれました。

大学では、4年生の時に4人きょうだいの長男と恋愛しましたが、結婚までの道程は遠かったです。

そして、結婚しても、自分の姓（なまえ）は変えないと決意していました。母が守った、私の姓がなくなったら、母が悲しむんじゃないかと思いました。

### 名前は自分の アイデンティティそのもの

名前は生まれたときから自然に持っていて、自分のアイデンティティそのものだと感じていたので、夫婦同姓強制にはどうしても抵抗がありました。50年間この思いがあったからこそ、子どもが産まれる度に婚姻届とペーパー離婚を繰り返し、事実婚や通称使用などで自分の姓（なまえ）を守るために自分なりに闘ってきました。

でも、3人目の子どもが産まれたとき、当時勤めていた高校の校長が、結

婚して同姓に成らなければクビになるとほめかしたので、泣く泣く従いました。でも、小島協子の戸籍姓は、高校教師と夫の家と親戚でしか使わない。塚本協子の本名は、私の親戚・近所・同窓会などで使っています。

それからの私は、姓（なまえ）を棄てさせられ、姓を失ったショックで、夫の姓で呼ばれると背中が焙られるようにチクリチクリとするのです。家父長制の残滓は、女を差別して当然の意識として、男尊女卑の中で妻へのDVも社会的に問題にすることさえなかったのです。富山では、当時は「嫁いびり」は、何処にでもある光景でした。

### 63歳で、私の自由な時間を 持てるようになりました

年月が経ち、大学に行った娘に女性学の情報を教えてもらいました。女性運動の大家で心から尊敬していた弁護士（協子ちゃんの人生は女性学を貫いている」と言いました。とても嬉しかったけれど、自分にはもったいない言葉に聞こえました。その言葉の意味を、訴訟を通して少しずつ実感できました。63歳で、やっと自分のために生きる時間を持つことができました

た。猪突猛進で学び、行動するうちに、人生をかけた決断をしました。

別姓訴訟の原告になる決心ができたので、当時お世話になっていたNPO法人「mネット・民法改正情報ネットワーク」理事長の坂本洋子さんに「弁護士さんを紹介してください」とお願いしました。

それまでも運動はしていました。2002年に「なの会」という選択的夫婦別姓の会を自分が世話人となって作ったり、mネットに参加したりし、社会活動をとおして、国会や県議会に訴えてきました。

しかし、民主党政権下でさえ別姓案は通らず、別姓の灯は消えかけたように感じました。再灯火には時間がかかる。このままではいけない。自分の姓（なまえ）が取り戻せない。別姓の運動を再び盛り上げるため、裁判の原告となり、5人の原告団と13人の「弁護士団」（団長は榊原富士子弁護士）の指導を仰ぎ、2011年2月に国を訴えました。

### 選択的夫婦別姓制の実現を願い、 夫婦別姓訴訟を提起

これは明治民法（1898年）に「家



2015年11月4日、最高裁大法廷で弁論が開かれた。その後、別姓を支える会主催の報告会の様子。(写真提供：塚本協子さん)

## 人権侵害とは

### 二宮周平立命館大学教授いわく

〔弁護士団が〕この訴訟の基本は、氏名に関する人格権の問題だとし、これを第一に取り上げたことに同意する。これは人権侵害の問題であって、家族の在り方を論じているのではない」と論評されました。

## 女性差別撤廃条約違反とは

### 大谷美紀子弁護士いわく

「条約違反であるだけでなく、条約遵守義務を定めた憲法98条2項にも違反する」と、政府の条約遵守違反を厳しく指摘しました。

制度」が規定されてから初めてのこと  
で、民法750条の同姓強制規定の改正を求めました。96%もの女性が夫の姓で結婚改姓をしているからです。見えない社会の圧力を感じませんか？この訴訟は、「個人の尊厳」「婚姻の自由・両性の本質的平等」「国際人権法の遵守」という、まさに憲法の根幹を争う闘いでした。

この訴訟の一审及び二審の判決では訴えを棄却されたので、原告団5人と弁護団19人で2014年4月10日に最高裁へ上告しました。2015年6月25日に最高裁大法廷で審議されることになりました。

民法750条同姓規定に対する最高裁大法廷の判決の10人は合憲でした。判決は人権侵害と女性差別撤廃条約違反に対する言及を避けています。

しかし、判決の中で、日本国憲法の第24条（両性の本質的平等）について、初めて具体的な法規範性を認めました。これからの女性運動の礎になるでしょう。

## 最高裁大法廷を聴いて

訴訟から5年、憲法判断を争う最高

裁大法廷をも動かし、最後までやり遂げられたのは、皆様方のお陰です。有り難うございます。苦しいこともありましたが、お互い切磋琢磨し、成長を遂げ、闘いとともにし、少数意見ですが5人の裁判官から違憲判断を勝ち取りました。

結果は負けましたが、あと3人が、違憲判断を下せば勝てるところまで来ました。先人が心の血を流しながら築いた財産を武器に、この夫婦別姓訴訟があつたことに感謝します。弁護団をはじめ、さまざまな人の思いを胸に、これからも静かに闘っていきます。

新しい人権としての氏名権、氏の変更を強制されない自由を求めています。

## 50年以上苦しみ続けて 私たちの望むこと

私は13年間の事実婚や通称使用をしながら、自分の生まれたときの姓を社会に対して堂々と名乗っても受け入れられない違和感に、54年間苦しみ続けました。戸籍姓の署名は、公文書や医療機関で必ず必要です。書くたび聴くたびに、私のアイデンティティを失って燻されるような痛みが、背中を走ります。そして、裁判に負けたことで、

この苦しみが続くのです。

私たちが望んでいるのは「愛し合う二人に別姓結婚も認めよう」ということだけです。私たちの子ども・孫には、同姓もしくは別姓を、自由に選んでほしいと思います。私と同じような苦しみを感じてほしくないのです。

この運動を通して、そういう優しさを広めていきたいのです。仲間が増えれば、国も決して無視はできない。これからも、仲間と優しさを増やし、一緒に歩んでいきましょう。

そして、私は塚本協子で生き、塚本協子で逝きたいです。



2015年12月16日、夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決報告会でのアピール (写真提供：塚本協子さん)

## 塚本協子さんとお会いして

「この人はどんな思いで裁判の原告になったのだろうか」。私は新聞やテレビで塚本協子さんのお顔を拝見するたびにそう思っていました。直接お目にかかって聞いたお話から見えてきたのは、古い家父長制に従わざるを得なかった塚本さんのお母さんの姿でした。

塚本さんは「Bessei」というニュースレターで「氏名は、個人を識別するためだけではなく、名は体を表すように人格と一体」と言っています。この裁判は、家制度を守るために人格や生き方が否定され抑圧されてきた塚本さんのお母さんを始めとする多くの女性たちの異議申し立ての声です。戦後、憲法が改正され、家制度はなくなりまし。でも私たちには「長男が家を継ぐ」などの意識がまだ残っています。

96%の夫婦で妻が改姓する現実を、弁護団は「間接差別」と主張しています。「間接」という点がポイントであり、ネットではないでしょうか。差別している人には実感がありません。むしろ夫婦同姓は家族の一体化や絆に必要であり、別姓はそれを壊すものだという考えが前提にあるからです。

異なる生き方・考え方を認めないのは、結局のところ「自分は正しい」ということに陥ってしまいます。ナムアミダブツは、そんな私たちがたくな心に呼びかけているのではないのでしょうか。

女性室スタッフ 藤場芳子

## 名のり 夫婦別姓とは

真宗は「名のり」に大切な意味を見出した教えです。南無阿弥陀仏の番号は仏の名のりです。

承元の法難により朝廷から藤井善信の名を与えられた宗祖は、自ら「禿」の字をもつて姓とす」とし、以降「愚禿親鸞」を名のられました。「非僧非俗」とは、朝廷や当時の仏教界による権力支配との決別の表明であると思います。

「名のり」は、自身の主体的生き方を選び取るものです。

昨年末、「夫婦別姓訴訟」の最高裁判決がありました。夫婦別姓は大谷派寺院住職の世襲の問題に今後関わるものと、私も注目していました。国連の女性差別撤廃委員会から「選択的夫婦別姓」の実現を2度にわたり勧告されているにもかかわらず、司法は踏み込んだ判断を避けました。

夫婦別姓の根本には戸籍制度の問題もあります。明治期に民衆を把握、管理し徴税徴兵を行うため作られたのが戸籍制度です。今はマイナンバー制により一人ひとりがコンピュータ管理されています。

選択的夫婦別姓は、旧来の家意識を脱して主体的に生きたいという女性たちの表明です。国連加盟国で夫婦同姓を法律により義務付けているのは日本以外にありません。

そして私たちの教団は、息子善鸞を義絶して血脈よりも法脈を選び取られた親鸞聖人を宗祖と仰いでいる一方で、住職の姓を受け継ぐ、世襲制により寺を護ってきました。

家族形態が多様化している今日、夫婦別姓の問題はこれからの寺院・教団の姿を問いかけてきます。

女性室スタッフ 本多祐徹

『ペルセポリス◆  
イランの少女マルジ』

『ペルセポリス◆  
マルジ、故郷に帰る』

マルジャン・サトラビ著  
園田恵子訳 バジリコ株式会社

I巻 定価：本体1,400円（税別）2005年発行

II巻 定価：本体1,500円（税別）2005年発行



イランの少女のマルジが10歳の時にイスラーム革命  
が起き、学校でヴェール（イスラーム教で女性が着用す  
る衣装）の着用が義務付けられるところから物語は始ま  
る。

王朝時代の身分の格差、デモと革命、じわじわと迫り  
来る弾圧と沈黙（でも裏でこっそりパーティーを開き憂  
さ晴らし）、女性が受ける抑圧への抵抗、宗教と体制へ  
の疑念、愛国心と増え続ける殉教者。オーストリアへの  
留学後は異文化の中で感じる疎外感、時折むき出しに差  
し向けられる差別的な視線、平和に暮らすことへの罪悪  
感、思春期、恋愛、挫折と回復……。これらの体験が、  
作者自身の失敗や迷いも包み隠さず率直に、且つユーモ  
アに富んだまっすぐなまなざしで語られる。

イランや中東（イスラーム世界）というと遠いところ  
の話のように感じるが、主人公の語りを通してイランの  
歴史に触れながら、私たち（そして私たちの社会が内包  
するもの）とのいろいろな共通点を見出すことができる。

本書は、作者であるマルジャン・サトラビの自伝的漫画  
で、同名のアニメーション映画 DVD も発行されている。

『アンガーマネジメント  
1分で解決！怒らない伝え方』

戸田久実著 かんき出版  
定価：本体1,400円（税別）2015年発行



「アンガーマネジメントとは、1970年代にアメリカで  
開発された、怒りの感情をマネジメント（上手に付き合う）  
するための感情理解教育プログラムです」。

このプログラムは元々、DV（ドメスティックバイオレ  
ンス）、差別、軽犯罪等に対する矯正プログラムとしてカ  
ルフォルニア州を中心に確立され、現在アメリカ内の教  
育機関や企業でも広く導入され、教育・職場環境の向上  
のために活用されている。怒りの感情と上手に付き合う  
ための心理教育・心理トレーニングである。

日本では文化的に「怒り」とは「はしたないこと」「表  
現したら嫌われる」「恥ずかしいこと」というような「思  
い込み」がある。そのためDVや差別、パワーハラスメン  
トが水面下で行われることが多く、表面化されにくい。

怒りは自然な感情であり、感じること自体は悪いこと  
ではない。まずは、あなたの心の中にある「怒り」の本  
質を知り、無理に「抑えよう」とするのではなく、上手  
に伝える術を身に付けてみませんか？

観てみて、  
読んでみて

『男性漂流  
男たちは何におびえているか』

奥田祥子著 講談社+α新書  
定価：本体880円（税別）2015年発行



「現代社会において、中年男性は漂流しているよう  
に見える。そして、男であるがゆえに、様々な問題に脅え、  
世間の目を著しくこわがっていた——」（「はじめに」か  
ら）。

男性の5人に1人が生涯未婚といわれる現在、「婚活」  
ブームの影響で「婚活」に積極的になった女性たちの変  
化に反比例するように消極的になる男性。「婚活疲労」「婚  
活難民」と「婚活」がネガティブに語られる。そして、「イ  
クメン」（育児にいそしむ男たち）が脚光を浴びれば浴び  
るほど、それが男たちにとって精神的圧迫となり、自ら  
を追い詰めている。さらに「ケアメン」（親や妻を介護す  
る男性）が登場し、今では老人介護の主介護者は息子が  
嫁を上回る。アンチエイジング、リストラ、非正規雇用  
と男たちを取り巻く社会状況は大きく変化している。

著者は一人ひとりの男性たちを数年から10年かけて丁  
寧に取材することで、苦悩し、闘い、自らの生き方を模  
索している現代の男たちを描き出していく。

『#鶴橋安寧  
—アンチ・ヘイト・クロニクル』

李信惠著 影書房  
定価：本体1,700円（税別）2015年発行



「ヘイトスピーチ」という言葉、この数年で耳にする  
機会が増えた一方で、「具体的にどういうことだかよく  
分からない」という人も多いのではないかな。

この本には、在日コリアンであり女性である著者が、  
インターネットからついには路上にまで溢れ出てきた  
「ヘイトスピーチ（憎悪表現、差別扇動表現）」に晒され、  
それらと対峙し続けている状況が綴られている。聞くに  
堪えないような主張を繰り返すデモや街宣に集まる人た  
ちに戸惑い、怒り悲しみ、時に言葉を交わそうと試みる  
著者と、それらの「ヘイト」を止めさせようと集まる「カ  
ウンター」の人たち。

現在、「カウンター」の出現により回数や人数が減り  
はしたが、相変わらずあちこちの都市でヘイトデモは繰  
り返されている。また、インターネットの中の差別表現  
も勢いは衰えない。私たちがそれらを見て見ぬ振りして  
過ごすことがどのような意味を持つのか、またその先に  
どんな社会を招こうとしているのか、厳しく熱く問いか  
けられる。

# ジェンダーについて 考えよう



「男の子はズボン」「女の子はスカート」というような文化的に形づくられた性差を「ジェンダー」と言います。その中でもとりわけ、「男性だから」「女性だから」ということで、その人の尊厳を貶めたり、生きる力を奪うことを「性差別」といいます。

「私は性差別なんてしていない」と思っている、案外、性差別を生み出す多様な「思い込み」にとらわれているものです。「ジェンダー」をキーワードにこれまで気づいていなかった自分自身に出会ってみませんか？

## クイズ

答えと補注は下段にあります。

Q1

夫婦同姓を法律で決められている国は何か国でしょうか？

女性に初めて参政権が認められたのは1946(昭和21)年「第22回衆議院議員選挙」でしたが、日本初の女性代議士となったのは何名でしょうか？

Q3

ある日、男の子が交通事故にあい、救急病院に運ばれました。そこでその子を診た担当の外科医はびっくりしてしまいました。自分の息子だったからです。ところが、男の子の父親は外科医ではありません。一体これはどういうことでしょうか？

Q4

次の引用文の〇〇にはすべて同じ国名が入ります。そこはどこの国でしょうか？また、いつごろのことでしょうか？

〈男性が料理をする国〉

※(出典)『おくい父親 part II「夫婦篇」』大月書店より引用

「ヨーロッパでは、夫婦間において財産は共有である。〇〇では、各々が自分の分け前を所有しており、ときには妻が夫に高利で貸し付ける」

「ヨーロッパでは、妻を離別することは、罪悪であることはともかく、最大の不名誉である。〇〇では、望みのまま幾人でも離別する。彼女たちはそれによって名誉も結婚(する資格)も失わない」

「ヨーロッパでは、妻は夫の許可なしに家から外出しない。〇〇の女性は、夫に知らさず、自由に行きたいところに行く」

「ヨーロッパでは、通常、女性が食事をつくる。〇〇では、それを男性がつくる。そして貴人は、料理をつくるために厨房に行くことを立派なこととみなしている」

「ヨーロッパでは、女性が葡萄酒を飲むなどは非礼なこととされる。〇〇では(女性の飲酒が)非常に頻繁であり、祭礼においてはたばたび酪酐するまで飲む」

## 〈答えと補注〉

【Q1】 法的に夫婦同姓を強制する国は日本だけ

1898(明治31)年に施行された明治民法によって夫婦同姓が義務付けられた。(参照:「ジェンダー法学会」ホームページ <http://www.tabi-go.com/genderlaw/>「混言 男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」より)

【Q2】 39名(466名中)

平成28年3月1日現在の女性衆議院議員は45名(475名中)(参照:衆議院ホームページ <http://www.shugiin.go.jp/>)

【Q3】 外科医は男の子の母親

平成26年現在の全国病院・診療所における一般外科の女性外科医は、わずか4.55%である。(参照:厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

【Q4】 戦国時代の日本

ケイブ引用文はルイス・フロイスの書簡より。ルイス・フロイス(1532-1597年没)。1563年に来日、宣教師として約30年間日本で布教活動を行う。織田信長をはじめとする協力者の知遇を得る。日本に滞在中の報告書簡は100通を超える。



# 負けるな!! セクハラちゃん

巷にあふれる  
セクハラを  
どんどん取り締まるよ。



はじめまして。私、  
**セクハラちゃん**

彼女いないって、  
もしかして  
ゲイなんじゃ



女性は子どもを  
2人以上産め  
**アウト!!**  
男のくせに  
ナヨナヨしやがって  
**アウト!!**

男のくせに  
私の酒が  
飲めないってか!



今日も、たくさん  
取り締まったわ...  
ごほうびに  
一杯やるつ...

セクハラちゃんの  
取り締まりはつづく...



昨日の私、  
**アウト!!**

- ◆ 家事・育児・介護は女性のほうが向いている?
- ◆ 男性がスーパーなどに買い物に行くことに抵抗がある?
- ◆ 共働きの家庭の子どもは、かわいそうだと思う?
- ◆ 女性を外見で評価しがちである?
- ◆ 泣いている男の子を見ると「男らしくない」と思う?
- ◆ 外食では男性のほうがお金を出すべきだと思う?
- ◆ 住職は男性、坊守は女性のほうが望ましい?
- ◆ 長男に家(寺)を継いでもらいたい?

こんな意見を耳にしますが、  
あなたはどっと思えますか。  
なぜそう思うのか。  
みんなで話し合ってみましょう!



## ひとこと

女性の住職、男性の坊守が誕生し始めて宗門の姿が少しずつ変わりつつあります。それは単に「時代の流れ」ということではなく、これまで私たちが課題としてこなかつた「男性の役割」「女性の役割」というジェンダーをしっかりと見つめ直す時期が来たということでしょう。

また、ジェンダーを合わせ鏡に「すぐ隣に生きる人」との関係において「果たして、私たちは御同朋・御同行と言える関係を生きているのだろうか」という問いに学ぶ歩みが、これから必要とされています。

## セクハラちゃんのアウトポイント

セクハラとは、セクシュアルハラメント(性的いやがらせ)の略。《立場や地位を利用して相手が断りづらい状況で性的関係を迫ること》の他、《相手を不安、不快にさせる言動》や、《自分の思う男らしさや女らしさを相手に強要すること》もセクハラになる場合があるよ。かならずしも男↓女に対して行われるだけでなく女↓男、女↓女、男↓男、またセクシュアルマジョリティ⇄セクシュアルマイノリティという場合もあるね。

ここまではオッケーでここからはアウト、という線引きはあいまいだけれど、肝心なのは自分の言動が相手にどう受け取られているかってこと。自分に敵意や悪意がなかったからオッケーではないので注意して! 同じ言動でも相手との関係性によっても受け取りは変わってくるよ。

セクハラをしてしまう可能性は誰でも持っているけれど、「それは不快です」と相手が伝えてきてくれた時に、まずは「不快に思うあなたがおかしい」ではなく、「気づづかなくてごめん」と素直に受け止められるようになりたいね。

\*セクシュアルマジョリティとセクシュアルマイノリティ  
セクシュアルマイノリティとは、性的少数者(何らかの意味で性のあり方が典型的でない人)のこと。同性愛者や両性愛者、無性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。セクシュアルマジョリティとはセクシュアルマイノリティの対語で、性的多数者のこと。

# 大阪教区取り組み



## 「お寺での生活」入門連続講座

やっています！

大阪教区の教区教化委員会研修講座部には「男女の平等参画を考える実行委員会」が設置されており、委員の構成は女性5名、男性5名です。実行委員会では毎月一回程度、委員のメンバーが集い話し合いを行っています。一年間の取り組みとしては、女性室主催の「女性会議」に参加することや、「お寺での生活」入門連続講座、「教区女性住職の集い」等、教区内の女性や若い方を中心に参加しやすい集いを主催しています。

教区ではさまざまな教化事業が行われていますが、事業の大半は法務を終えてから参加しやすいように夕方から始まります。しかし、この時間帯は子育て中の方にとって参加することが困難です。そこで委員会が主催する集いの開始時刻を11時に設定し、子どもを連れてこられるように保育室を設けるなどの工夫を行っています。

研修内容は「お内仏のお給仕」「親鸞聖人の生涯」「本山のしくみ・お寺のしくみ」等、お寺に関する入門講座のような位置づけにしました。というのも、お寺の生活に縁のなかった方がお寺に身を置くことになる、生活の中で使われる言葉も初めて聞くことが多いため、聖典講座・声明練習などの教化事業に参加するのをためらってしまうからです。

そこで委員会は、2014年9月に「お寺での生活」入門連続講座を立ち上げました。初めての試みで、どれだけ参加していただけ不安がありました。当初15名程度を見込んでいましたが、ふたを開ければ30名を超える参加があり、保育室を利用される方もいました。

講座の内容は、委員会のメンバーでテーマ毎に40分の講義を行い、

## 参加者からは…



午前中のほうが子どもを連れて家を出やすい。保育室がなければ参加できなかったし、あってよかった～。

子どもが幼稚園・小学校に行く時間帯だから参加しやすいわ～。



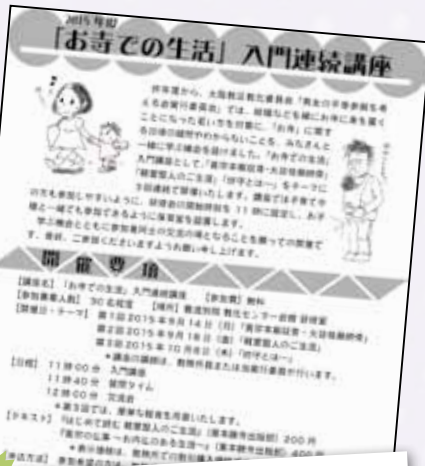
今さら聞けないような基本的なことから話をしてもらえた。

同じ立場の人とお話できてよかったです。

これを機会に教区・組の行事にも積極的に参加したいな。



来年度もぜひ参加したい！



参加者の声を受けて、2015年9月にはテーマを少し変更して開催しました。スタッフの間では、これだけ喜んで参加していただけなのであれば続けていこうと話をしています。男女平等参画を考えるにあたって、教区事業に参加してもらうことから始めていかなければなりません。そのために、主催する側には参加してもらいたいと思う方々の環境にあわせて設備や内容を工夫していくことが、必要であると考えます。教区の委員会のレベルにとどまらず、本山や教区がサポートしてもらえれば、もっと広がっていく気がしました。委員会では人と人が出会い集うことから、男女平等参画につながっていくかと願っています。

その後、飲み物やお菓子を用意した懇親の場を設けました。参加者には現況を含めた自己紹介をしてもらうなど、同じ境遇の参加者が多かったため、自然と話が盛り上がりました。まずは、このように交流を深めることに主眼をおき、短期間に3回連続で開催しました。

# 男女両性で形づくる 教団をめざす協議会

2015年10月2日、同年7月に開館した真宗教化センター・しんらん交流館において、「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」が開催されました。各教区より代表者30名が集まり、それぞれの教区での取り組みや課題について協議しました。

## 取り組み

これまでの「協議会」において、「教区内で性差別に関する問題は関心が低く、継続した取り組みが難しい」という声が多く聞かれたため、今回は積極的に活動されている2教区（奥羽・高田）から、代表して、その取り組みの工夫や課題を紹介いただきました。

まず奥羽教区では、教区教化委員会社会部の「男女共同参画推進実行委員会」が中心となり、取り組みを進めているとのこと。定期的な活動としては、機関紙『ひとひとり ひとびと』の発行、また、女性室主催の「女性会議」への委員会メンバーの派遣も行っています。機関紙では、さまざまな学習を通して一人ひとりが受け止めたことを、自分たちなりの着眼点で伝えるため教区内外に発信されているとのことでした。今回の発表では、性差別の問題が教区全体の課題にはなり



奥羽教区の取り組みを紹介

にくい中、それでも声を出し続けていくことの大切さを伝えられました。

次に高田教区では、ご門徒を含めたさまざまな立場のメンバーで構成されている「男女平等参画を考える会」があり、新聞の切り抜きなどを持ち寄って話しあう、毎月の学習会を大事にしているとのことでした。2009年に「高田教区男女平等を考える会規則」が可決され、教区教化委員会の中に位置づけられたことから活動の幅が広がり、助成金を予算化して、各組に委員が出向き学習会を行ったり、教区報に専用のページを設けてPRを行ったりしているとのこと。また、公開講座を開催する際は、委員がチケットを手売りし参加を募るなど、その積極的な活動の内容をお話しいただきました。

## 班別・全体協議会

（一部をピックアップ）

● 複数の課題があると、性差別の問題は後回しになることが多い。

● 保守的な土壌の中で、問題はどう共有したらよいか悩んでいる。

● どつぱりと差別の中に浸かっていると、そのことがわからない。課題にならない、そのことが問題なのだと思えない。

● 真宗大谷派の儀式作法について、差別的なところが言えるのかどうか、疑問に感じる。

● おかしいと思っただことを「おかしい」と言えるということが大事。一緒に話ができる場があったらいい。



## 活動報告

はじめに、2014年度に女性室公開講座を開催した岡崎教区と熊本教区から、講座の様子について映像紹介があり、それぞれ、話し合いを重ねて開催されるまでの経緯や苦勞、当日の様子などの報告がありました。





# 女性住職の集い

2016年3月3日～4日



今回の女性住職の集いは、真宗教化センター・しんらん交流館を会場に開催しました。

参加者は22名、代務者や前任職、住職候補者の参加もあり、そのうち13名は初めての参加でした。

班別座談では「願われて住職に就いたが、過疎の状況の中いかに若い人たちとの接点をもてるかが課題だ」「代務者に就いたが、女性であるために批判的な声があることに苦悩している」「教える側（先生）に女性がいらない」「法要の際には、出仕だけでなく、坊守としてやってきたお斎の準備や来客の応対など、全て一人でこなさなければならぬ」等々、それぞれの状況の中で抱える問題や課題が語り合われました。

全体での語り合いには、内局から3名の参務が参加しました。参加者からは、



「大切な人を亡くし苦悩する人たちへのグリーンフケアを学ぶ機会を作るべき」と、住職が門徒の人たちとの関わりの中で「聞く」ということの大切さや、「女性が住職として寺に

関わるうえで抱える

疑問や課題を相談

する専門の窓口

がほしい」「一人

で何役もこなす

フル回転してい

る現状にもっと心

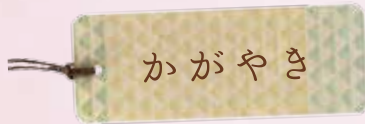
を寄せてほしい」な

どサポートを望む声があり、もつと気軽に女性室や教務所に相談できるように雰囲気づくりや配慮の必要性について指摘がありました。

また、「教区や組の坊守会に行かないと関係が切れてしまうので参加しているが、（住職になってからは）参加しづらい立場を感じる」という参加者もあり、「あらためて坊守とは何かが問われる」との声もありました。

全体を通して「同じ女性住職として語り合える場があつてよかった」「女性ならではという立場で、この場から声をあげていきたい」との意見を聞くこともできました。女性に住職の道が開かれ25年がたち、145人（2016年3月1日現在）の女性が住職に就いています。今後も集いの持ち方や日程についてさらに検討し、点から線へ、線から面へと女性住職の活動をつなげていきたいと思えます。





## 男女共生への願い

私は祖父の後を継ぎ、秋田のお寺の住職になりました。寺は母親の実家で、母は一人っ子でしたが結婚してお寺を出たため、私は両親と姉と四人家族、中学1年まで千葉で暮らしました。

とにかくおじいちゃん子で学校の長い休みはほとんど、祖父母のもとで暮らしていました。祖母が骨折で入院していたある日、祖父から電話があり「年寄り二人の暮らしは寂しいから一緒に住んでくれないか」と言われ、何の躊躇もなく承諾しました。中学2年で転校し、お寺での祖父母との生活が始まりました。このことが、お寺の住職の道につながっていたとは知る由もありませんでした。ただお盆の手伝いができるよう資格を取るため大谷大学に進みました。

ですが、あと1年で卒業するという時に祖父が亡くなり、その半年後に祖母も亡くなってしまいました。本当に悲しく、孝行できなかった後悔でいっぱいになりました。そんな中、祖父の葬儀に次の住職、喪主として立たされている自分がいたのです。祖父の手伝いとはしか考えていなかったのが逃げたくてたまりませんでした。祖父の葬儀ではいろんなことが起こり、決して無事に終わったと思えるような葬儀ではありませんでした。そしてまた、自分の未熟さを痛感した葬儀でした。住職となって今では13年が経ちました。この祖父の葬儀の辛い思い出が、かすかな疑問となり、私が逃げないで、ここまでできたことの動機となったのかもしれない。

しかし、法事や葬儀をつとめている祖父の姿を一度も見たことがなく、知り合いの住職さんに頼んで、なんとかお勤めする術を教えてもらいながら務めてきました。でもいつも頭にあるのは自分は「女性住職」という思いでした。門徒さんに頼りない住職と思われないようにしなければと気持ちを張り詰めさせていました。「女の子の住職は今まで見たことがない」と好奇の目で見られ、「女の人の場合はなんとお呼びすればいいですか」と葬儀をつとめるたびに言われ、よけい自分は女性住職なんだと思わされました。

お勤めをすると「男性住職の声に消されて聞こえないよ」と言われたことも度々ありました。ただでさえ男性の声明と合わせるのは大変で、本来の自分の声ではないけれど、男性に合わせた声を出すように心がけました。でも年月を重ねていくうちに、男性住職のようにはなれないのだから、自分のできることをするしかないと思うようになりました。そうしたら、女性住職だからこそできること、わかることがたくさんあることに気づきました。私自身が女性住職であることにとらわれ、苦しんできたのかもしれない。

今まで出会った方のほとんどが、やむをえない事情で大変な覚悟を持って住職に就任した方々ばかりです。女性住職たちは気遣いをしながら頑張っています。男性でも、女性でも、「教えを伝えていく役割を担う寺院」を守ろうとする者が住職となり、お互いを認め合い、共に歩んでいけるようにと願っています。

奥羽教区 秋田県南組 法泉寺 和賀佑子

# ゆ ら ぎ らしさ

生まれ育ったお寺に帰ってきて、法事などに出向く機会もだんだんと多くなり、たくさんの門徒の方と話をする機会をいただきました。いろいろと質問もいただくのですが、その中でも多いのが「頭は剃らなくていいの?」「お肉とかは食べたらだめなんでしょ?」「どんな修行をしてきたの?」というようなことです。

私は当たり前のように髪も伸ばしているし、当たり前のように肉も魚も食べますし、滝に打たれたり、修行らしい修行はしていないし。これは困ったぞ、と思いました。一般的に思われているお坊さんのイメージと実際の真宗の僧侶の間には大きな隔りがあるように思います。ですから、説明してもなんとなく納得してくれていないような気がして悩みました。中には、この人ちょっとお坊さんらしくないとか、お坊さんなのにと思われる方もいるかもしれません。

いろいろなご縁があって、私はお寺を継ぐつもりで僧侶になって寺に戻ってきましたが、それほど強い決意があったわけではありません。次男なので、家は長男が継ぐものだとある時期まで思っていたし、大学でも仏教を専門的に学んだわけではありません。そんな自分が僧侶として生活していくことに不安もありましたが、なんとなく「自分らしく」やっていければいいかな、と思っていました。正直なところ、心の中では「真宗はそれほど厳しいことも言われたいし、なんとかやっていけるだろう」と思っていました。

今では、すっかり「自分らしさ」なんてものは身を潜めてしまって、周りからどう思われているのかとか、門徒の方が求めているお坊さんらしさってというのはどんなものなのかとか、そんなことばかりを考えています。そうしろとか、そうしなければいけないとか、直接言われるわけではありませんが、自分で勝手にそう思い込んで、勝手に考え込んでしまっています。お坊さんらしさってなんだろう?

そういう「らしさ」に振り回されている私ですが、ふと考えてみると自分自身も周りにそういうことを求めてしまっていることに気づかされます。親には親らしさを、妻には妻らしさを、子どもには子どもらしさを。自分が思うように振る舞ってもらいたい、振る舞ってくれたらいいのにと相手に求めて、思うようにしてくれないと腹が立つ。

私は私で、家族の中では父親らしさとか夫らしさを必死に果たそうとしている姿に気づかされます。そのどれもが、誰に言われたわけでもない、自分のイメージで作った「らしさ」です。勝手に考え込んで勝手に迷い、勝手に求めて勝手に腹を立てている私の姿があります。

そんなことを考えていると、そもそもの「自分らしさ」がなんだったのかが思い出せません。「自分らしさ」ってどんなのだったっけ?



わたなべのりあき  
三重教区 員弁組 圓授寺 渡邊憲明

『あいあう』とは：

この広報誌の名前である『あいあう』は、親鸞聖人によって書かれた『教行信証』（顕浄土真実教行証文類）「行巻」の「今みなまた会して、これ共にあい値えるなり」【真宗聖典一五九頁】という言葉から名づけられました。

「遭遇うこと難し」とか「遇いがたくして今遇うことを得たり」という言葉もありますが、いずれにしても出遇いのよるこびが表わされているのでしょうか。

日々の生活にあつて、わたしたちが「生きる」ということを考えたとき、それは、いろいろな人と声をかけあつてこそ「生きる」ということがなりたつているといつても過言ではありません。しかし、時にその声が届かなかつたり、行き違つたり、そのためにいろいろな出遇いをしていながら、まわりの人を見失つているのではないのでしょうか。

いま、その出遇いそのものに出遇いなおすことによつて、自然に向きあふことのできるつながりを回復していきたい。『あいあう』という言葉にはそんな願いがこめられています。あい、あう、女性室では活動を通してさまざまな出遇いを積み重ねていきたいと思ひます。

『あいあう』『メンズあいあう』のバックナンバーについて

バックナンバーをご入用の方はお問い合わせください。最近の数は宗派ホームページ内「解放運動推進本部女性室」にアップしています。

## 編集後記

◆女性室公開講座の打ち合わせに行つた時、教区の実行委員の人から「公開講座をなぜやらなければならぬのか」と質問を受けました。

私は男の子ばかり3人を、事あるごとに「男らしくしなさい」と口癖のように言つて育ててきました。グチをこぼさない強い男になつてほしいと。それが当たり前でその子のためだと思つてきました。しかし、女性室のスタッフとしていろいろな人の声を聞く中で、私は子どもたちにとんでもないことを言つてきたと気づかされました。自分が当たり前として刷り込まれてきた事柄や言葉が、時に人を傷つけ追い詰めることもあるのです。そのことに気づく

ことができただおかげで、孫娘が男の子と混じつてサッカーに夢になる姿を素直に応援することができました。

打ち合わせでは、実行委員の人の「今のままの生活で何の差し障りもありません」という言葉に、うなずいている委員の人もいました。それは、いろいろな所で耳にする言葉でもあり、素直な気持ちでもあるのでしょうか。

◆女性室が開設されて今年で20年になります。性差別の課題に一人ひとりが気づいていくにはまだまだ時間がかかると感じました。しかし、当たり前として自分の自分を問うことがなければ、相手と本当に「あいあう」ことができないのだと思ひます。

(女性室スタッフ 岩根ふみ子)

## お知らせ

### 【第16回女性会議】

期 間：2016年5月19～20日

会 場：真宗本廟 同朋会館

講 師：平井和子さん（一橋大学社会学研究科特任講師）

テーマ：一人に立つ ～戦争とジェンダー～

### 【公開講座】

2016年5月23日 長崎会場

会 場：東本願寺 長崎教務所

講 師：梶原敬一さん（姫路医療センター小児科医長・真宗大谷派僧侶）

## 女性室の動き

### 【スタッフ派遣】

#### 2015年

- 10月16日 高山教区「全飛組門徒会研修会」に講師として参加
- 10月22日 高田教区「男女平等参画を考える会公開学習会」に講師として参加
- 11月12日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 11月20日 長崎教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 12月 1日 高岡教区「男女両性で形づくる教団に関する研修会」に参加
- 12月15日 山陽教区「男女共同参画推進委員会学習会」に参加

#### 2016年

- 1月22日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 1月29日 長崎教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 2月18日 岐阜教区「現代の課題に学ぶ学習会～女性差別問題について」に参加
- 2月25日 三重教区「原発問題と性差別に関する学習会」に講師として参加
- 2月29日 長崎教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 3月 1日 奥羽教区「男女共同参画推進実行委員会公開学習会」に講師として参加
- 3月 7日 山陽教区「男女共同参画推進委員会学習会」に参加
- 3月 7日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 3月 9日 久留米教区「若坊守研修会」に講師として参加
- 3月30日 長崎教区女性室公開講座事前スタッフ会

### 【男女両性で形づくる教団をめざす協議会】

2015年10月2日 会場：しんらん交流館

### 【女性室スタッフ学習会】

2016年2月24日 会場：しんらん交流館 講師：岡野八代さん

### 【第5回女性住職の集い】

2016年3月3～4日 会場：しんらん交流館

女性室広報誌

# あいあう

## 女性室広報誌『あいあう』第27号

発行 2016年4月10日  
発行人 木越 涉  
発行所 真宗大谷派 解放運動推進本部女性室  
〒600-8164  
京都市下京区上柳町199 しんらん交流館内  
TEL 075-371-9247  
FAX 075-371-9224

宗派ホームページ <http://www.higashihonganji.or.jp>

表紙絵：上田 文

『平家物語』などに描かれる武士の名のりの場面、そこから弓を花と本に持ち替えて、馬に乗るかわりにサイに乗った人で「名のり」を表しました。サイは、お釈迦様の「サイの角のようにただ独り歩め」という言葉から。周りの理解が得られなくても、ずっと「自分の名前を名のりしたい」と訴え続けてこられた塚本協子さんの姿がこの言葉に重なりました。

また、弓（武器）を捨て、花と本（言葉）を手にした姿は、たくさんの加害と被害のうえに日本国憲法を得て、戦争放棄を謳ってきた戦後の日本の姿とも重なります。戦争ができる国になるのではなく、サイのようにひとりひとりが考えて進むことが、今一番大切なのではないのでしょうか。